

令和 8 年度(令和 7 年分)給与支払報告書の提出について

本市税務行政につきましては、日頃より特段のご理解、ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、令和 7 年中に支払った給与について、全ての従業員の給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)を作成し、従業員の令和 8 年 1 月 1 日現在(退職者は退職日)の住所地の市町村長に提出することが地方税法第 317 条の 6 により義務付けられています。給与支払報告書は住民税を課税する根拠となる重要な書類です。提出期限は令和 8 年 2 月 2 日です。提出期限を過ぎてからの到着は当初の税額通知に間に合わないことがあります。早期提出にご協力お願いいたします。

住民税の給与からの特別徴収(天引き)について

地方税法第 321 条の 3 及び同法第 321 条の 4 の規定により、令和 7 年中に給与の支払を受けた従業員の方々のうち、令和 8 年 4 月 1 日現在に継続して在職することが見込まれる場合は、特別徴収していただくことになります。

実施に際しましては、令和 8 年 5 月 31 日までに貴事業所を特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額の通知を送付いたします。特別徴収は法令の遵守と納税者の利便性を図る目的で実施しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、特別徴収から普通徴収に切替える場合は、「普通徴収 切替理由書」の添付が必要です。詳しくは別紙「普通徴収切替理由書について」を参照してください。

提出方法について

○郵送で提出

1 人につき 1 枚提出してください(2 枚目の提出は不要)。別紙「普通徴収 切替理由書について」では、給与支払報告書の提出時の留意点が記載されておりますのでご覧ください。なお、封筒には「給与支払報告書在中」と記入のうえ、ご提出ください。提出先は裏面に記載のとおりです。

○eLTAX(エルタックス)で提出

eLTAX は、電子データをインターネット経由で送信できるシステムで、地方税の電子申告、電子申請・届出、電子納付が可能です。名取市では eLTAX(エルタックス)による給与支払報告書等の提出を推奨しています。

提出の際には特別徴収指定番号を正しく入力してください。eLTAXで提出する場合は書面での提出は不要です。

<eLTAX 問い合わせ先> 地方税共同機構

ヘルプデスク受付時間 9 時～17 時(土日祝日、年末年始を除く) TEL:0570-081459
又は 03-5521-0019

給与支払報告書提出後に従業員の異動(退職・休職等)があった場合

給与支払報告書を特別徴収で提出してから退職等された場合は、地方税法第 317 条の 6 第 2 項により 4 月 15 日までに異動届を提出してください。期限後に到着した場合は、5 月に発送する税額決定通知書に反映されないことがあります。なお、住所地が変わった従業員については、転出前と転出先の市町村それぞれに異動届の提出が必要な場合があります。以下の例を参照のうえ提出してください。

年月日	状況	課税状況・提出先
①令和 7 年 1 月 1 日	A 市在住	令和 7 年度住民税は A 市で課税
②令和 7 年 10 月 15 日	B 市に転出	令和 7 年度は 1 月 1 日の住所地の市町村で課税のため A 市で課税
③令和 8 年 1 月 1 日	B 市在住	令和 8 年度住民税は B 市で課税、給与支払報告書は B 市に提出
④令和 8 年 2 月 1 日	退職	令和 7 年度住民税は一括徴収し、A 市へ退職の異動届を提出 令和 8 年度住民税課税・特別徴収予定の B 市にも退職の異動届を提出

<お問い合わせ・提出先>

名取市総務部税務課市民税係

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80 番地

TEL:022-384-2111(代表)022-724-7114(直通)

受付時間:9:00～16:30

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

個人別明細書の記載について

- ・裏面記載例を参考に、各項目省略せず記載してください。
- ・総括表裏面の「給与支払報告書の記載及び提出にあたってのお願い」にて、提出の際に特にご留意いただきたい項目を示しています。ご確認のうえ記載・提出してください。
- ・記載要領は国税庁ホームページより「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/PDF/02.pdf>
をご覧ください。



記載要領

こちらの QR コードから
アクセスできます。

特別徴収に関する Q&A を名取市公式ホームページにて掲載しています。以下の URL および QR コードよりアクセスできます。

名取市公式ホームページ「特別徴収・給与支払報告書 Q&A」

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/36056.html>



Q&A

こちらの QR コードから
アクセスできます。

QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

裏面 記載例

[illegible]